

法制度等の主な動きとポイント

『新・基本保育シリーズ』は、保育者養成校において保育者を志している方々が学ぶテキストとして発刊され、今日まで多くの方々に基礎知識や技術を修得するためにご活用いただいております。

本冊子は、令和6年度における法制度等の主な動きのうち、本シリーズに関連の深い事項をわかりやすく解説したものです。

CONTENTS

1	子ども・子育て支援法等の改正	2
2	こども性暴力防止法の制定	4
3	育児・介護休業法の改正	4
4	児童自立生活援助事業に関する改正	6
5	一時保護施設の設備及び運営に関する基準の制定	6
6	児童福祉施設および家庭的保育事業等設備運営基準の一部改正	7
7	子どもの貧困対策の推進に関する法律の改正	7
8	民法等の改正	8
9	生活困窮者自立支援法等の改正	8
10	「障害児支援の安全管理に関するガイドライン」の策定	9
11	障害児の補装具費支給制度の拡充	10
12	第14次地方分権一括法の公布	10

② 乳児等通園支援事業の創設（こども誰でも通園制度関連）

保育所等の施設において、満3歳未満の乳児等（保育所に入所しているものなどを除く）に適切な遊びや生活の場を与えるとともに、乳児等や保護者の心身の状況と養育環境を把握するための保護者との面談、保護者に対する子育てについての情報の提供、助言等の援助を行う。なお2025（令和7）年1月14日には、「乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準」が制定され、事業の設備・運営について、市町村が条例で基準（最低基準）を定める際に従う・参酌する基準が定められた。

(3) 児童手当法の改正

児童手当について、表のとおり改正が行われ、2024（令和6）年10月支給分より実施されている。

改正点	改正後	改正前
支給期間	高校生年代まで	中学生まで
所得制限	なし	あり
支給月額	3歳未満 第1子・第2子 15,000円 第3子以降 30,000円 3歳～高校生年代 第1子・第2子 10,000円 第3子以降 30,000円	3歳未満 一律15,000円 3歳～小学生 第1子・第2子 10,000円 第3子以降 15,000円 中学生 一律10,000円 特例給付（所得制限以上）一律5,000円
支払月	年6回（偶数月）	年3回（2、6、10月）

※多子加算のカウント方法については、改正前の高校生年代までの扱いを見直し、大学生に限らず、22歳年度末までの上の子について、親等の経済的負担がある場合をカウント対象とする。

(4) 児童扶養手当法の改正

児童扶養手当の第3子以降の加算額を、第2子の加算額と同額に引き上げる。

(5) 子ども・若者育成支援推進法の改正

ヤングケアラーを「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」と定義し、国・地方公共団体等による子ども・若者支援の対象として明記する。

(6) 雇用保険法の改正

子の出生直後の一定期間以内に両親ともに育児休業を取得した場合に支給する「出生後休業支援給付」と、2歳未満の子を養育するために時短勤務をしている場合に支給する「育児時短就業給付」を創設する。

- 【主な関係巻】 ③『子ども家庭福祉』第4講・第6講・第14講
 ④『社会福祉』第2講・第4講
 ⑤『子ども家庭支援論』第3講・第4講・第13講
 ⑥『社会的養護Ⅰ』第2講・第6講・第9講

2 こども性暴力防止法の制定

2024（令和6）年6月26日に「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律」（子ども性暴力防止法）が公布され、同日から起算して2年6か月を超えない範囲内において政令で定める日から施行されることとなった。児童対象性暴力等を防止し、児童等の心身の健全な発達に寄与することを目的とする法律で、概要は以下のとおりである。

1. 学校設置者等および民間教育保育等事業者の責務等

- ・学校設置者等（学校、児童福祉施設等）および民間教育保育等事業者（学習塾等）について、その教員等および教育保育等従事者による児童対象性暴力等の防止に努めるとともに、被害児童等を適切に保護する責務を有することを規定した。

2. 学校設置者等が講ずべき措置

- ・教員等に研修を受講させることや、児童等との面談・児童等が相談を行いやすくするための措置を講じる。
- ・教員等としてその業務を行わせる者について、4に掲げる仕組みにより特定性犯罪（不同意性交等罪など）の前科の有無を確認し、児童対象性暴力等が行われるおそれがある場合の防止措置（教育、保育等に従事させないこと等）を実施する。
- ・児童対象性暴力等の発生が疑われる場合の調査、被害児童等の保護・支援を行う。

3. 民間教育保育等事業者の認定および認定事業者が講ずべき措置

- ・内閣総理大臣（※）は、2に掲げる学校設置者等が講ずべき措置と同等のものを実施する体制が確保されている事業者について、認定・公表する。
- ・認定事業者には2に掲げるものと同等の措置実施を義務づける。

4. 犯罪事実確認の仕組み等（「日本版DBS」の創設）

- ・2および3の対象事業者が、内閣総理大臣に対して、従事者または従事させようとする者の犯罪事実を確認する仕組みを創設する。当該仕組みにおいては、対象となる従事者等に前科がある場合、あらかじめ本人に通知し、本人は通知内容の訂正請求をすることが可能である。
- ・内閣総理大臣は、対象事業者から申請があった場合、特定性犯罪（痴漢や盗撮等の条例違反を含む）前科の有無について記載した犯罪事実確認書を対象事業者に交付する。

※内閣総理大臣の権限は、こども家庭庁長官に委任されている。

【主な関係巻】 ③『子ども家庭福祉』第7講・第9講

④『社会福祉』第2講・第4講

⑱『子育て支援』第13講

3 育児・介護休業法の改正

男女ともに仕事と育児・介護を両立できるようにするため、2024（令和6）年5月31日に「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律」が公布された。改正の概要は以下のとおりである（2025（令和7）年4月1日施行。ただし、(2)③は2024（令和6）年5月31日、(1)①および⑤は2025（令和7）年10月1日施行）。

(1) 子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充（育児・介護休業法）

- ① 3歳以上の小学校就学前の子を養育する労働者に関し、事業主が職場のニーズを把握し